

学校施設への空調設備の整備促進に関する意見書

近年、全国各地で記録的な暑さを更新するなど、夏の暑さが厳しくなっており、子どもたちが学校内で熱中症になる事例も多く発生している。また、冬季においても新型コロナウイルス対策のため、小まめな換気や温度調節が求められており、空調設備の早急な整備が不可欠となっている。

学校施設は、子どもたちが長時間過ごす学びの場であると同時に、災害時には地域の避難所にもなる重要な施設である。

しかしながら、令和4年9月現在の全国の小中学校等への空調設備の設置率は、普通教室では95.7%となったものの、特別教室では63.3%、体育館等では15.3%にとどまっている。

文部科学省は、空調整備を含む大規模改造事業の補助率を3分の1としているが、学校施設への空調設備の整備を促進するためには、国によるさらなる財政支援が重要である。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、子どもたちが安全で安心して学校生活を送れるようにするため、耐震化、老朽化対策、防災対策などと同時に、全ての学校において空調設備の整備が進むよう、十分な財源の継続的な確保を図るとともに、補助率及び補助単価を引き上げるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月7日

名古屋市会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣

宛（各 通）